

監 査 報 告 書

一般社団法人日本映像アーキビスト協会
代表理事(会長) 棚 木 章 殿

2025 年 5 月 31 日

一般社団法人日本映像アーキビスト協会

監事 (自署) (押印)

三好大輔

私は令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの一般社団法人会計年度における会計及び業務の監査を行い、次のとおり報告する。

1 監査の方法の概要

- (1) 会計監査について、帳簿、通帳並びに関係書類の閲覧など、必要と思われる監査手続を用いて、計算書類の正確性を検討した。
- (2) 業務監査について、理事会議事録の閲覧など必要と思われる監査手続を用いて業務執行の妥当性を検討した。

2 監事の意見

- (1) 貸借対照表及び正味財産増減計算書は、帳簿の記載金額と一致し、法人の収支及び財産の状況を正しく示していると認める。
- (2) 事業報告書の内容は真実であると認める。
- (3) 代表理事並びに理事の職務執行に関する不正行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はないと認める。

以上

監査報告書

一般社団法人日本映像アーキビスト協会
代表理事(会長) 棚 木 章 殿

2025 年 5 月 31 日

一般社団法人日本映像アーキビスト協会

監事 石井 昭 光 

私は令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの一般社団法人会計年度における会計及び業務の監査を行い、次のとおり報告する。

1 監査の方法の概要

- (1) 会計監査について、帳簿、通帳並びに関係書類の閲覧など、必要と思われる監査手続を用いて、計算書類の正確性を検討した。
- (2) 業務監査について、理事会議事録の閲覧など必要と思われる監査手続を用いて業務執行の妥当性を検討した。

2 監事の意見

- (1) 貸借対照表及び正味財産増減計算書は、帳簿の記載金額と一致し、法人の収支及び財産の状況を正しく示していると認める。
- (2) 事業報告書の内容は真実であると認める。
- (3) 代表理事並びに理事の職務執行に関する不正行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はないと認める。

以上